

# 「前 - 福祉国家」のポリテイカル・アナトミー

——ミシェル・フーコーの「統治性」概念にそくして——

挽地 康彦

本稿では、ミシェル・フーコーの提示する「統治性」<sup>①</sup>概念をたよりに、「前 - 福祉国家」を系譜学的に分析する。「前 - 福祉国家」研究において、この概念を採用することの有効性は、まず既存の研究とは異なるパースペクティブで「前 - 福祉国家」の相貌を明らかにできること、そして「福祉国家」との繋がりにについても示唆的であることにある。ここで試みるのは、統治の系譜を「国家理性の統治」、「自由主義の統治」、「社会的なものの統治」に分類し、それぞれの形態における「前 - 福祉国家」の政治的合理性を抽出することである。

## 1. 問題の所在

福祉国家の「誕生」をどこに求めるかは、いまだ議論が絶えないテーマである。福祉国家の成立史を一括りに議論しようとするれば、自ずと、何をもって福祉国家成立とするのか、福祉国家と福祉国家以前を区分する境界線とは何か、という問いが亡霊のようにつきまとって離れない。それは、本稿で取り扱うような「前 - 福祉国家」あるいは福祉国家前史の議論においても例外ではない。このような困難性は、ひとまず、「福祉国家」という用語自体が学問的に確立された正確な概念ではないこと、また福祉国家の創設が、地理的にも時期的にも、極めて複雑に生じてきた歴史的出来事と諸制度を背景にすることに、その要因が求められる。単純かつ周知のことだが、「福祉国家」(welfare-state)がイギリスに由来する概念であり、フランスでは

「救済国家」(État-providence)、ドイツでは「社会国家」(Sozial-staat)が、それぞれの歴史的背景から「福祉国家」に比肩する用語として使われてきたことは、その傍証として数えられよう。

したがって、ここで「前 - 福祉国家」を論じることの難点は、福祉国家と福祉国家以前との境界線を一国内において同定することの困難さによるというよりも、むしろ先進諸国の「前 - 福祉国家」が内包する各国独自の歴史や文化の多様性に起因するのではないだろうか。

このような視点から、これまでに蓄積されてきた福祉国家理論(「前 - 福祉国家」を射程に入れた)に目を向ければ、それらを概ね、次の3つに大別することが許されるだろう。

①歴史主義的、機能主義的観点から、福祉国家の雛型が、それぞれの民主政体・産業社会が抱える問題を特定の方法で解決するなかで形

成されてきたという立場。

- ②マルクス主義的観点や権力資源モデルによって、福祉国家の形成を、歴史的論理の帰結としてではなく、各利害集団間の行動と影響力による勢力関係の結果として分析しようとする立場。
- ③類型学的観点から、各国における前・福祉国家から福祉国家への移行を、発展段階論的に収斂させるのではなく、理念型を用いて、類似する部分を保持しつつ相違なる部分を比較する立場。

上記3つの方法論は、いずれも「前・福祉国家」を単一のモデルとしてではなく、各国の独自性・多様性を包含したものとして措定し、そこから、福祉国家を準備する制度形成過程を一国内部での経験のなかで追究するか、もしくはそれぞれの経験を国際比較するための諸基準を抽出しようとする。したがって、「前・福祉国家」という複雑な織物のなかから、それに通底する何らかの政治的合理性を見出そうとする試みは、概して発展段階論に与するものとして位置づけられる(①には発展段階論も含まれる)。だが、この試みが「前・福祉国家」の政治的合理性を系譜学的に描きだすものなら、発展段階論とは区別されるし、しかもその合理性が福祉国家をも規定する近代国家特有の政治的合理性とも重なるのであれば、福祉国家との対比というドクマにもとらわれずに「前・福祉国家」を語ることはできないのではないだろうか。

といっても、「前・福祉国家」のもつ意味内容を、包括的に議論することは筆者の能力を超える。したがって、本稿では、近代国家から福祉国家が生成してくる「前・福祉国家」という問題領域を、ある特定の近代的権力の合理性とその展開過程にひきつけて検討することに限定さ

れる。具体的には、方法論としてミシェル・フーコーの提示する「統治性」(gouvernementalité)の概念——国家の発展と個人の幸福の増進とを結びつける「統治=政府」(gouvernement)の合理性ないしそのロジック——を用いて、「前・福祉国家」を系譜学的に考察するつもりである。このような方法論的立場を採ることによって、筆者は、先に挙げた3つの方法論から差異化し、また、福祉国家へと至る系譜を、民主主義の要求と社会主義の要求を同時に満たす理想郷の実現とみる積極的な評価や、対照的に、パターナリズム、戦争国家<sup>(2)</sup>、ナショナリズムとの関連で介入主義的官僚国家の誕生とみる批判的・否定的な評価とも異なる視点で、「前・福祉国家」の政治的合理性、すなわち福祉国家へと至る過程で何が政治的に合理的なものとして考えられ、その際、何を前提に統治(政治)が構想されているのか、を検討したいと考えている。

そこでまず、本稿のキーワードとなる「統治性」について、フーコーの言及をみてみよう。

統治性という語で私が意味するのは、諸々の制度、諸々の手続きと分析と考察、計算、そして戦術からなる全体のことです。それらは、人口を主要な標的とし、主要な知の形式として政治経済学を、主な技術的道具として治安(sécurité)装置を持った、複雑ではあるが固有なこの権力形式を行使することを可能にしている(Foucault [1978→1991=2000:270])。

注意したいのは、ここでフーコーの「統治性」という語が、制度としての「統治=政府」のみならず、国家統治にかかわる実践活動全般を指し示していることである。いうまでもなく福祉国家は、資本主義と国民国家が「制度」としてともに確立した社会を必要条件としているが、

そこへ至る道のりとして、公共の福祉と国力増強の結合、社会秩序の維持・回復、国民の規格化、そしてこれらを見極める実証主義思想などの統治活動もその十分条件として働いている。したがって筆者は、これらの十分条件を議論の俎上に載せることによって、「社会の国家化」（社会が国家に取り込まれるプロセス）としてではなく、「国家の統治化」（統治という権力テクノロジーの形成過程に国家が位置づけられること）として福祉国家形成のプロセスを捉えるという、「前・福祉国家」を解剖するための一つの視座を設けたい。従来の福祉国家論にはみられなかった、「国家の統治化」という問題視角（フーコー）からの「前・福祉国家」分析によって、福祉国家前史を語りうるアリーナもより重層的に成立することが期待されるだろう。

以上のような基本姿勢で、以下では、「国家の統治化」のプロセスに属する「前・福祉国家」を、系譜学的に次の3つの契機から考察する。①西欧近代国家の統治化における「国家理性の統治」から「自由主義の統治」への移行（17世紀初頭～18世紀後半）、②社会有機体説と社会の調整的機能との関係性（19世紀半ば～）、③「社会的なもの」の勃興にともなう国民的身体の創出（19世紀末～20世紀初頭）。

まず2章では、①との関係から、国家統治の問題と「公共の福祉」を結びつける発想・装置がどのようにして生まれ、それがどう展開していったのかを概観する。つぎに3章では、②を中心に、公衆衛生や社会保険とこれらの制度を支える19世紀西欧社会の認識論的空間が、どのようにリンクしていたかを問題にする。4章では、③について、移民政策や人口政策などの社会政策を通じて、個人の身体の国民化、ないしは国民の一体性がどのように創出されたのかを概略的に述べる。そして最後に5章では、以

上の議論をもとに、統治の合理性という観点から「前・福祉国家」を解剖するという問題構制を、福祉国家理解にどのように適用できるのかを素描する<sup>(3)</sup>。

## 2. 国家統治による「人口」の発見

近代国家は、福祉国家である前に、戦争国家であり租税国家である<sup>(4)</sup>。したがって、徴兵と徴税が近代国家にとって枢要な機能となるのは自明であろう。問題は、納税するのは誰か、兵士となって戦うのは誰か、それらは十全に履行されているのか、なのであり、それゆえ国家にとっては、これらの人間の生存をいかに実現・保持するかが課題となる。このような近代国家の命題は、同じく、社会保障制度を整備して社会支出を増大させた福祉国家にも受け継がれることになる。西欧で最初に創設された「社会保険」は、第一義的には賃金労働者（＝兵士）をその対象にしていたのである。福祉国家は、その前提において、税制と戦争を通じて国家財政の管理と国民的統合を図る（無論、福祉国家は戦争と対峙する側面もある）が、そこで国民化された労働者と兵士の「生」は、集合的な生命として福祉国家の財源となり、統治の対象かつ目的として政治的空間に包摂されたのである。

ここから、被治者の福祉への要望を国家が十分に汲み取っていたかどうかは別としても、被治者の福祉に配慮しそれを実現させることは、福祉国家へと至る前段階ですでに重要な課題であったと主張することもできるだろう。逆説的だが、「統治性」の観点からすれば、人間の生命は近代的な主権国家が誕生したその瞬間から、政治的空間に取り込まれてきたのである。したがって、この章では、国家論の文脈から福祉の議論を跡づけるために、まず17世紀以降に

登場した「国家理性」、「政治算術」、「ポリス（国勢管理）」といった概念に着目し、つぎに18世紀後半に登場した自由主義の政治経済学に影響を受けた新たな統治形態と救貧行政との関係から、「国家の統治化」において人間の生命がどのようにして政治的空間に取り込まれたかを概観していく。

## 2-1. 国家理性とポリツァイ

西欧では16世紀後半の宗教戦争、17世紀の三十年戦争とその後のウェストファリア条約を経て、帝国から主権国家システムへと政治的空間の布置関係が変容していった。主権国家は、戦争の恒常化によって、他の国家に対抗しつつ存続する必要性を帯び、自国の力の増強という統治にかかわるテーマを突きつけられたわけである。そこで浮上したものに、マキャヴェリが『君主論』のなかで論じたことで知られる「国家理性」の問題がある。この当時、国家にとって、何が重要な目的として提起され、その対象や方法は何であったのか。このテーマを検討することが、ここで「国家の統治化」を議論する出発点となる。

周知のように、マキャヴェリ（そしてボダンやホブズ）は、国家権力をキリスト教的起源の神話から解放したことで意味をもつが、われわれはここで、フーコーに倣って、さらにマキャヴェリの理論からも縁を切る必要がある。というのも、『君主論』におけるマキャヴェリの問題は、自分の領土のうえに行使することができる君主権力の強化であったのに対して、「17世紀初頭に、国家理性の概念が提起した問題というのは、国家それ自体というこの新しい抽象的実体のまさに現存と性質についての問題」（Foucault [1988=1990:217]）だったからである。この時期、永遠不滅の政治的身体と可視的かつ

可死的な自然的身体という「王の二つの身体」（カントーロヴィッチ）を具現した君主の統一的身体は、絶対王政の崩壊にともなって綻びをみせ、一方では市民革命を経た議会政治が、他方では国家それ自体（あるいは後述する「人口」というマテリアルな政治的身体が、象徴的な政治的身体に取って代わる。国家理性は、この意味で、国家それ自体がデカルト的思考をもって自身の力の増強をめざす一種の統治原理、統治にかかわるひとつの「術」として現れたのであり、それは後に「行政の合理化」（阪上 [1999:1]）という近代的統治の一環を結晶化させることになる。

では、このような国家の方針（=国家理性）は、いかにして維持可能となるのか。すなわち、国家勢力の強化は、君主の理性や英知によるものでないとしたら、なにをもって実現され、合理的で良き統治となるか。この問いについて、フーコーは、「全体的かつ個別的に」という論文のなかで、次のように述べている。「国家の能力ならびにその増大策は、他の国家の勢力や能力と同様、認識されなければならない」（Foucault [1986=1987:71]）、と。つまり、国家の力を増大させることを目的にする統治には、「国家の力にかんする具体的で明確で、節度ある知」が必要だということである。国家理性に特有の統治テクノロジーとして現れた、この新たなタイプの知識とは、政治的・行政的目的をもつ統計学の起源ともされる「政治算術」である（もとより統計学（statistics）という用語は、国家（state）と原語をともにしており、国家の状況を歴史的に記述するという意味をもっていた）。

当初、医師・解剖学者であったウィリアム・ベティは、『アイルランドの政治的解剖』のなかで、政治算術をベーコンの原理の政治への応用として規定している。彼は、ベーコンが「自

然的身体 (Body Natural) と政治的身体 (Body Politick) との間に、また両者が健康と力を保持する諸方法の間に、いくつかの点について賢明な類比をおこなった」(Petty [1691=1951:21]) ことに注目し、そして、「解剖が一方のもの最善の基礎であるのと同じく、他方のものについてもまたそうであるということ、また、政治的身体の均整、構造組織、および比率を知ることなしに政治を処理するのは、老婆や藪医者の治療のように不確実なものである」(Petty [1691=1951:21]) と主張した。ここで言う「自然的身体」とは人間個体の身体のことであり、それに対比される「政治的身体」は、国内に存在する人民の集合体、すなわち人口である。ペティが提起する「政治的解剖」とは、政治的身体の解剖であり、土地、住民、産業など、国力を構成する要素を「比較級や最上級の言葉でなく、数、重量、尺度の言葉を用いて」(Petty [1690=1955:24]) 知ることが合理的な統治技術の基礎だと述べた。ここで「ペティが志向しているのは、国民の労働力を国富の源泉として位置づけ、その増大を企図する重商主義政策である。国家の課題は、『政治解剖学』と『政治算術』によって国内の人口動態を詳細に把握し、その増大を確実なものとする諸政策を展開することにある」(市野川 [1993:167]) のである。

「政治算術」とともに国家勢力の増大を図るもう一つの技術として、18世紀半ば、主にドイツ語圏やフランスにおいて、国内の臣民のあらゆる生活の深部にまで詳細な規定を与えるポリツァイの学(国勢管理学Polizeiwissenschaft)が学問として体系化され発展する。ここで、ポリツァイの系譜を詳細にたどる余裕はないが、統治技法としての「ポリツァイ」(Polizei, police)とは、「個人を例の社会的実体(国家)のなかに統合しうるような新しい技術」(Foucault [1988=

1990:222])であり、18世紀以前には封建的身分制や立法権を指していたその性格を徐々に変遷させながら、国家勢力の恒常的な強化に向けた統治支配の個人々人への配慮となって登場した。例えば、フォン・ユスティは、1756年に公刊した『ポリツァイ学の諸原理』のなかで、ポリツァイを、国家の普遍的資産を維持し増加させ、それを共同の幸福の促進に役立たせる術を教えることと定義している。ユスティにとってポリツァイの目的は、伝統的な社会的秩序を維持することではなく、何よりもまず「国家内部の力とその強さを増進させること」(Knemeyer [1980:181])だったのである。

ポリツァイについて論じた者のなかで、とりわけユスティが特徴的であったのは、次の2点を示したことによる。第1点は、「国家の不動産」としての国土に注目し、そこに人々はどのように住み、どのような状態にあるのか(人口・人口増加・健康・道徳性・人口移動)を考察したこと。ここで彼は、ポリツァイの対象として「人口・住民」(population)の概念を重視する。第2点は、国勢管理(Die Polizei)と国家戦略(Die Politik)を区別したことである。国勢管理は、すでにみたように、市民の生活を豊かにすると同時に国家の活力を増強するという建設的な職務にかかわるものであるが、それに対比される国家戦略は、国家が内なる敵には法律を、外なる敵には軍隊を用いて内外の敵と戦うという、いわば非建設的な職務にかかわる(Foucault [1988=1990:229-230])。

この国土(領土)・人口・国家戦略/国勢管理という、ユスティが抽出した論点は、実は、18世紀になって初めて登場したものではない。1576年に『国家論』を著し、主権論の祖と目されるジャン・ボダンが、主権が国家と群集、公的なものと私的なものとの統一によって生まれ

るのではないこと、また契約や自然法の枠組みで主権が孕む問題を解消できるものではないことを主張し、力と暴力こそが主権を創造するとした。それゆえ彼は、国家の法的正統性を問うことから、その「生命」と利害を構成する統一体としての「主権」を問うことのうちに、理論的思考の中心を移した(Hardt and Negri [2000:98])。ボダンにおいては、力が国家をつくるのであり、法は主権者の意志とみなされる。主権が至高権力として樹立される国家では、一方で主権の標識(立法権、対外主権、人事権、大司法権、恩赦権)が不可分なものとして系統的かつ有機的に構成され、他方で個人が臣民=主体として呼び掛けられ、領土を範囲とする「単一の」人口が形づくられる(Balibar [2000=2001:182])。とくに後者について、ボダンは『国家論』第6編の第1章の主眼を戸口調査(censure)に置き、その目的が住民数と臣民の財産の数量的把握と習俗の監督にあると述べている(阪上[1999:18])。このように、18世紀ユスティによって提示された区分(国家戦略と国勢管理)は、16世紀ボダンによる区分(主権の標識と人口の認識)を継承しつつ、国家勢力の増強が要請される時代の文脈の中で、新たに生命力を吹き込まれたのだと言えよう。

## 2-2. 自由主義の政治経済学と救貧行政

しかし、人口を国富の源泉と捉えてその管理と増大を図る「政治算術」、「外交-軍事的対外政策」、「重商主義政策」、「ポリツァイ」といった一連の政治的プログラムは、18世紀後半になると、その機能の変更を余儀なくされる。それには、一般にアダム・スミスらの古典的自由主義の言説、つまり自由な社会と抑圧的国家との相克という形の言説の流通に関わるとされるが、事態はそう単純ではない。これを理解する

には、先述した国家理性にもとづく統治が、フィジオクラシー(重農主義)や古典派経済学をはじめとする初期自由主義の政治経済学によって、どのようにその合理性を転換したのかをみていく必要がある。したがって、ここで扱う自由主義とは、経済的自由にかかわるものであって、ロックおよびモンテスキュー以降の法的政治的自由の思想的系譜ではないことに注意したい。

ところで、フィジオクラシーと古典派経済学は、アプローチの違いから通常は別々に分類されるが、ともに重商主義(政府による経済の規制・保護・介入)批判と「経済の自律性」を主張して18世紀後半に登場する。たとえば、フランス重農主義は、低穀物価格政策や輸出産業の保護育成などの重商主義政策から帰結した、農村の疲弊(飢饉)、国家財政の危機に対して、自国のみならず他国をも内包した経済の自然的秩序を解明することで、破綻したフランス経済の立てなおしをめざした。つまりフィジオクラシー(physiocratie)とは、なによりも事物の自然な流れを認識し調整・保障するという、「自然(physio)の支配(cracy)」を意味したのである。

このような政治経済的な政策における重商主義から重農主義への転回は、国富・国力とは何かという、統治のあり方にも重要な変化をもたらしている。すなわち、ポリツァイを基軸に介入の拡大を押し進めることで国力の増大をめざす統治のあり方から、無制限の介入ではなく、社会(人口、市場)に固有の自然性・法則性に即した効率的な統治のあり方への転換である(Foucault [1978→1991=2000], 米谷[1996])。ここでは、便宜的に、前者を「国家理性の統治」、後者を「自由主義の統治」と呼ぶことにして、この転換の諸相を確認する。

まず、統治の対象としての人口への認識について。ペティをはじめとする政治算術家たちの人口自然増加説は、この時期の爆発的な人口増加を受けて、マルサス主義から攻撃されることになる。マルサスは『人口論』のなかで、人口の増加が食料の増加率を上回り、怠惰・貧困・不健康を象徴する人々（非生産的人口）の増加を惹起するとして、生産的人口のみの増大を図るべきであると主張した（Malthus [1789=1973]）。しかし彼は、スミスらのように自然による調整にすべてを委ねるわけではない。なぜなら、マルサスにとって、自然による調整は非生産的人口にのみ作用するのではなく、生産的人口をも道連れにするものであったからである（柿本 [1991:172]）。したがって、問題は、人口統計によって知覚される出生・罹病・死亡などの人口に固有の規則性を把握し管理することにあるとされた。

つぎに、国家統治における介入様式と権力の型について。同じ頃、啓蒙主義の立場から、ポリツァイを冠する官庁の広範な権限に対する批判が強まり、ポリツァイの言説の膨張も表面上、変容していく。「公共の福祉の促進」をポリツァイの任務から除外して、それを「現存する危険を回避するための配慮」に限定しようとした法的レベルでの動きが典型的だが、そこには法に還元されない統治のテクノロジーが新たに配置されていた。「国家の構成要素である個々人の生とそれをとりまく事物とを、規則を定めることによって管理しようとするポリスは、その展開と相即して、〈規律〉という特定の型の権力と結びついて」（米谷 [1996:89]）いたが、規制と規律による統治は、現実的にみてもあまりにもコスト高で、非効率的になっていた。そのため、国家の役割は社会（=人口、市場）の動態との関係から再規定され、介入様式としては

〈規制〉ではなく「調整」（*régulation*）を、権力の型としては〈規律〉ではなく「保障の装置」（*dispositifs de sécurité*）を組織する「自由主義の統治」が、「国家理性の統治」にかわって登場する。したがって、ポリツァイ学が明示的に示していた権力の作用は、その介入の仕組みを変容させることで、自由主義的な自己理解のなかで不可視化しつつも、いっそう周到に貫徹していたと考えられる。

それでは、このような「自由主義の統治」は、「前-福祉国家」というコンテキストの分析についても、一つの有効なパースペクティブとなりうるだろうか。イギリス救貧行政の変遷とそれをめぐる言説を例にとり、簡単に検討しよう。

1601年のエリザベス救貧法は、それ以前の貧民の取り扱いに関する各種の法制を集大成したものである。貧民の扶養を規定したこの法には、貧民救済の責任が教区にあること、それを単位として救貧税を徴収すること、そしてそれらを貧民監督官が運営することなどが盛り込まれていた。また、この法律のなかで貧民は、各種カテゴリー（児童、病人、老人など）に分類され、なかでも労働不能の貧民は救貧院において隔離・保護・規律されていた。ところが、19世紀前半になるとイギリスは、エリザベス時代から引き継がれた「救貧法行政」の過度の弛緩による、地方財政の逼迫と貧民の道徳的頹廢に悩まされ、たとえば、生産的人口のコントロールを重視したマルサスは、救貧費増大の原因を被救恤民（助成金によって生かされた人々）にみて、救貧法を批判した。救貧制度の最たる悪弊は「労働能力のある貧民」の扶助にあるとされたのである（Bruce [1961=1984], Rodgers [1969=1986]）。

1834年の救貧法改正（新救貧法）<sup>(5)</sup>では、弛

緩した救貧法運用の匡正策として「劣等処遇の原理」、「ワークハウス・テスト」が打ち出され、救貧税の節約が救済の厳格な制限と自助の精神を助長させた。救貧への依存は、なによりも怠惰・浪費・悪習といった道徳的問題に起因するとみなされたのだ。そのため、貧困は勤勉さで回避できると考えられ、ブルジョアジーに先導された慈善活動、博愛主義運動、セツルメント運動なども、ピューリタニズムの自利・自助・自制を遂行する「優良な貧民」を称揚した。ここにおいて功利主義はピューリタニズムと結びつくわけだが、それは「自助」という道徳的価値を結節点にすることで社会全体の幸福、すなわち「最大多数の最大幸福」をめざすものであったと言える。付言すれば、ピューリタンにとって健全な貧民を仕事に就かせることは、秩序維持の鍵、道徳の礎石、犯罪に対する防壁にも繋がるとも考えられていたのである (Bruce [1961=1984:54])。

マルサス (ベンサム、J.S.ミルら) が旧救貧法に反対したのは、慈善的精神による国家行政の貧民救済が、国家の力を増進させ悲惨を解消するどころか、むしろ逆の結果を誘引したことによる。つまり、18世紀の政治経済学者たちは、旧救貧法をいわばポリツァイ的介入を集約させた福祉制度、「過剰な統治」とみなして拒絶したのである。しかし、かといって彼らは貧困や悲惨を野放しにせよと主張したのではない。そうではなく、貧民を、自然法と経済法則の貫徹した「市民社会の自然的秩序」へと組み込み、そのメカニズムに沿って統治することを強調したのである。その意味で、貧困への罰と自助を促進させて、貧民を慈善による救貧から遠ざける「新救貧法」は、市場と人口法則との関連で提示された救貧策ともいえるだろう。別言すれば、ここで「新救貧法」は、「自由主義の統治」

の一種のテクノロジーとして機能していた側面を指摘できるのである。

要約すると、ここに、介入の拡大を旨とするかつての「国家理性の統治」とは一線を画す、新たな介入様式——国家の富裕化という国家理性の目標はそのまま引き継ぐ——を備えた統治技法が誕生することになる。それは、自由主義の政治経済学、統計的知識を駆使した人口動態の把握、保障の装置によるリスク管理を旨とする、あくまで社会に規定された節度ある統治をめざすものである。フーコーは、18世紀後半に現れたこの統治形態を「人口の生 - 政治学」として提起する (Foucault [1976=1986])。国家統治におけるこの介入の仕組みの変容は、ポリツァイの反動化によるのではなく、また予定調和的な「自然状態」から生じたのでもない。言い換えれば、ここでは介入主義か放任主義かが問題となっているのではない。「自由主義の統治」は、それ以前に国家がおこなっていた「公共の福祉」への介入のあり方から国家自身が手を切ることによって、意識的に創りだされたと思われるべきであろう。

### 3. 「自由主義の統治」と社会有機体説

ここまでで、福祉国家のあり方に、個人の幸福と国家の発展とを結びつける近代国家の展開過程の帰結を見ようとする本稿の立場は既に明らかだろう。ここからさらに歩を進めて、創出された「自由主義の統治」の様相が、福祉国家へと至る18世紀後半以降の政治的・認識論的空間のなかでどのように機能したかを知るには、「人間の身体解剖 - 政治学」と「人口の生 - 政治学」を併せ持つ「生 - 権力」<sup>16)</sup>の枠組みから捉え返す必要がある。この章では、そのような統治の展開を、もともと医師であり重



農主義者のケネーが採用した「個体生命の血液循環のモデル」<sup>(7)</sup>と「自由主義の統治」(とりわけ「保障の装置」)を軸に、次の2つの過程から検討したい。

一つは、生命体のメタファーとして看取される社会体を、都市改造や公衆衛生を通じて循環させながら、国家の財となる生産的人口を管理する過程である(3-1)。不潔な環境の除去は、住民の健康と活力を回復させ、国家の繁栄を保証することに繋がっていく。この意味で、衛生の改善は、19世紀産業社会の循環機能を回復させるべく行使された、人口の自然性に即した統治であったと言えよう。もう一つは、救貧法以降の規律化のロジックの変容と、新たな社会問題の浮上による「社会契約」観念の変容、そして国家介入に必要とされた「連帯」思想が、それぞれ有機的に連関しながら「社会保険」を立ち上げていく過程である(3-2)。この過程は、福祉国家のアンビバレントな性格を構成することになる。福祉国家における社会保険の導入や社会権の付与は当初、リスクでありかつ疎外された労働環境への対価として投入されたわけだが、そこで国家介入を正当化する基盤となったのが、国家介入を前提としない相互依存原理にもとづく社会的連帯の概念であったからである。

社会学史において、ベンサム以来の功利主義哲学に基づく原子論的社会観とコント、スペンサーらの社会有機体論における社会観は、その方法論的立場こそ異にするけれども、自由放任思想に立脚して社会秩序を構想しようとする点で結びつきをみせていた。とするなら、19世紀の自然科学主義と相関する社会有機体論を「認識の政治」として、功利主義と結びつく「生-権力」の枠組みを「実践の政治」として用いる<sup>(8)</sup>、19世紀以降の「前-福祉国家」の統治形態は、

個々人の生への介入と国家全体の発展を貫徹させるために、いかにして「社会」という要件を編成するのであろうか。以下で、その展開をみていこう。

### 3-1. 社会生理学と公衆衛生

19世紀西欧が経験した産業革命に伴う空前の都市化は、資本の集中、新たな人口の凝集作用、流行病の蔓延の結果、独創的な空間の組織化をもたらしている。19世紀の初頭から、一方で、都市の人口が加速度的に増大し、都市住民は生産と消費の二分法に対応する2つの対立する集団に分割された。また他方で、工場を中核とし、貧困、過密、不潔、その他あらゆる病理の温床となったスラムを各地に内包した大都市は、「病める都市」、「悪臭を放つ泥沼」、またはル・コルビュジェをして「生きのいい癌」、つまり病理におかされた身体の隠喩として表象させた。この時期、エンゲルスやル＝プレといった社会学者、チャドウィックやパラシオ＝デュシャトレなどの公衆衛生学者たちが報告したのは、まさにその猖獗をきわめた生活環境と劣悪な労働条件の実態についてである。

社会有機体論や19世紀末に登場する社会病理学を引き合いに出すまでもなく、19世紀の認識論的空間においては、人間の身体と社会が相互に置換可能なメタファーとして相似的な位置を占めていたことはよく知られているが、この身体-社会の隠喩は、また、実践的な諸領域において、貧困、疫病、犯罪にはじまる社会問題の認識と、観察・調査・統計という実証主義的知に支えられた公共政策(=「保障の装置」)に投影されている。

たとえば、この時代に、都市という生きた身体の病は、その身体の器官や細胞に局在化するとみなされていた。つまり、病因の潜伏する場

は「上下水道や街路といった循環器官であり、細胞である家族や個人であった。病める都市の裏面には健康な都市があるわけだが、病が都市という身体の、あるいはそこに含まれている家族や個人の身体の力の増大が、病によって妨害されていると考えられたのである」(柿本 [1993:102])。以下では、こうした都市(=社会的身体)の器官と細胞に対する「治療」を、都市計画と公衆衛生に沿って検討しよう。なぜなら、この2つの試みは、都市暴動と疫病という19世紀に現前した「恐怖」に対応するにあたって、双方とも有機体論的な社会観を下地にしながら、「自由主義の統治」における「保障の装置」として、健全な社会秩序の生理に向けて働きかけるからである。

フランソワーズ・ショエ(Choay [1969=1983])によれば、1835年からパリの創造的破壊をプランニングしたことで知られるオースマンは、まさに大都市パリを「統一された全体」、「独自の生命によって生気づいた一つの有機体」とみて、荒廃した「都市の整序化」に努めたという。彼は、病める都市について、測量・写真撮影して情報を收拾し、ついで規格を与えて、新たなプランを作成した。「プランは、機能別に配置され、交通網によって連結され、そこで行われる行為が定められ、都市体の能力を最大限に引き出すことが目標となる」(柿本 [1993:103])。当時のフランスは「イギリスに経済面で遅れていたという事実にも拘わらず、パリは産業期の都市において初めて整序化を完遂する計画の対象」(Choay 1969=1983:30)となっていたのである。

オースマンの計画は、都市を効果的に作動する統一体にさせるために、次の2つの理念から企図されている。一つは、「サーキュレーション〔循環〕のシステムを設計し、通風のシステ

ムを開くことである。これは、第一義的に交通流の問題であった。(略)古い街路は交通流を迅速化するために拡幅され、街区幹線は複線化され、斜交街路が切られた。この幹線連絡網全体は、オースマンが呼ぶところの『全体サーキュレーションシステム』を構成したのである」(Choay [1969=1983:33])。街路から街道へと都市の血流をよくすることは、また、内政治安としては歴大な数の暴動に終止符を打ち、バリケードを解除することにも向けられていたと言えよう。もう一つは、「呼吸のシステムを設計することである。これは、都市のなかにオープンスペースを確保することによってなされる公衆衛生の改善であった」(Choay [1969=1983:33])。こうした、オースマンの都市再開発事業における「循環」と「呼吸」のコンセプトは、資本主義の進展と人口の増加はもちろんのこと、都市の健康を蝕む都市群衆の暴動と劣悪な生活環境を背景としたものだった。

都市計画におけるオースマンのコンセプトは、当時、西欧諸国で大流行したコレラなど流行病への防疫を企図した対策にも見受けられる。19世紀以前では、病気そのものが他のものに移るという「病の本体」という考えのもとに、外在主義的なミアスマ(瘴気)説と内在主義的なコンタギオン(接触伝染)説が病の原因をめぐる争っていたが、F.J.V.ブルセ以降の「病の本体」の消滅によって、コレラ流行への対策は、両説の交叉する所にその実践の場が形成された(柿本 [1991:168-9])。

ミアスマ説は、汚染された空気によってコレラが流行するという立場で、予防による生活条件の衛生化をめざして、原因とみなされる社会体の停滞した循環器官を「消毒」(排水、換気、舗装)する。エドウィン・チャドウィックの衛生改革(環境の改善)がそれにあたる。これに

対して、コンタギオン説は、コレラ流行を人間身体への感染の連鎖にみて、個人の身体内における逸脱過程の治療をめざして、原因と目される肉体内の病原体を無害化（個人の隔離と消毒）する。19世紀後半に登場したコッホ、パストゥールの細菌学説は、その代表格である。

19世紀のコレラ流行では、その原因の探索に統計が大きな役割を果たしたのだが、当時の医学統計の結果は、罹病の可能性はすべての者にとって同一で、特定の局地性とは結びつかないという、両説に通ずる「流行病」の定義を揺るがしている（柿本 [1991:173-4]）。というのも、統計が構成する社会的トポグラフィーによって判明したのは、「住民の一部しか罹病しない」ということだったからである。「コレラ流行の分布の偏差は、富の分布という数量的なポジションの差」（柿本 [1991:174]）を示しており、疫病の発生源が不浄な最下層労働者とその居住地区に特定されたのである。

ここにおいて、「衛生の経済」が誕生することになる。国家による公衆衛生と公教育を主張したルドルフ・ウィルヒョウの社会医学、健康増進のために都市改造や生活改造を強調したペッテンコーフェルの環境医学、しばしば誤って衛生観念を矮小化したとされるコッホの細菌学（コッホは、上下水道整備による社会体の生理の保存も重視した）。これら医学思想の発展によって、「公衆衛生的戦略は、疫病が猛威を振るった時のような一時的な性格を持つことはもはやない。それは永続性を主張し、総合を図り、管理者的観点から決定を調整する」（Corbin [1982=1990:119]）のである。繰り返す述べれば、病あるいは怠惰・貧困・不健康の象徴である非生産的人口へのマルサス主義的な「予防的介入」が、社会体の〈循環〉を乱す因子を消毒し、社会秩序の生理の保全のみならず、個人の身体力の

増進にも与するものとして、総合的・永続的な戦略価値を主張するに至ったのである。

『においの歴史』のなかで、「衛生の経済」として糞尿の問題に着目するコルバンは、次のように述べる。「マルサスからピエール・ルルーまでその歩みをたどることのできる損失の強迫観念、排泄作用にかんする社会生理学の健全な歩みを確かなものにしてやうという意志、人間と財産を記録しその流れを確保しようという配慮、こういったものが一つの総体を形づくっている」（Corbin [1982=1990:155]）、と。

このように、社会全体を人間身体のアナロジーとして捉える19世紀の認識論的空間に注目するとき、いかにして個人の健康の増進を社会全体の発展に結びつけるのか、どのように人間の生命を政治的な合理性のもとに配置するか、という統治における生-政治学的テーマが色濃く反映された時代の様相を看取できよう。ただし、注視したいのは、ここで「生-政治学」のテクノロジー（あるいは「保障の装置」として取り上げた都市計画や公衆衛生（社会医学）は、単なる社会統制のためのパターンリスティックな介入装置ではないということである。それらは、前章で析出した「自由主義の統治」が、18世紀後半の自由主義の政治経済学に加えて、19世紀の社会有機体説と融合することによって、産業社会に固有の自然性を発見するなかで生み出された保障の装置、言い換えれば、健全な社会秩序の生理が阻害される限りで必要とされた装置でしかなかったのである。

### 3-2. 生存機械・社会的連帯・社会保険

「自由主義の統治」の技術的道具である保障の装置は、19世紀後半以降もさまざまに発達してゆくが、この節では、そのなかでも代表格と目される「社会保険」について検討する。その

理由は、従来の福祉国家前史の研究において社会保険の導入が福祉国家建設の契機として重要な位置づけをもつというだけでなく、19世紀末より登場する社会保険が有する幾つかの成立要件（社会的要請、歴史的条件、思想的系譜など）が、本稿の立論過程においても重要な要素となるからである。

そこで、本節では、次の3つの要件（もちろん、その他にも検討すべき要件は存在するが）から社会保険の設立を分析しようとする。その要件とは、①労働と福祉の関係における、人間身体に向けられる規律化のロジックの変容、②同じく、労働と福祉の関係における、「社会契約」の観念の変容、③社会有機体説との関係から、「連帯」という概念の登場、である。

#### 規律化のロジックの変容

社会保険が登場する以前の中心的な福祉制度といえば、貧困の救済、すなわち救貧制度である。救貧行政については、第2章2節でイギリスを事例に旧救貧法と新救貧法について簡単に触れたが、再度確認すれば、要点は①貧困を誘引する不道德の問題と、②慈善による救貧（旧救貧法）から市場原理にもとづく救貧（新救貧法）への転換であった。

①について言えば、19世紀も後半になると、イギリスではジョセフ・チェンバレンによって失業者の窮状への社会的責任が最初に承認され、またC.ブースやS.ラウントリーの「貧困調査」により、貧困そのものが不道德にではなく、雇用上の問題、病気、多産などに起因することがわかってくる。この頃から、社会的規律を支える公理、また公共の福祉を提供するための論拠も、宗教的な道徳観念とは別のものに求められるようになる。「前-福祉国家」において福祉に向けられる規律化のロジックは、その公準

を道徳観念から人間の有用な「生」の管理へと変更させるのである。

この転換は、②において、より一層鮮明になってくる。市場に適合するよう、怠惰な貧民を自助の身体へと促す「新救貧法」にみられた規律化のロジックは、工業化の進展を受けて、その公準をさらに厳密に規定せざるを得なくなる。一方で、自由意思にもとづいて行為選択をする労働者が存在し、他方で、産業労働にしか糧を見いだせない労働者が存在する。そこで規律化の公準の一つの転換機となったのは、工場内の産業労働（とりわけ非熟練労働）を組織し規律化するためのモデルである。それは、後に「科学的管理法」（フレデリック・W.テイラー）によって発見される身体に固有の運動法則性にほかならない。もはや貧民は、ピューリタニズムを体得した労働者として、市場に参加しさえすればよいと言うわけではない。工業生産における非熟練労働の組織化に必要なだったのは、道徳と知性を兼ね備えた自助の身体ではなく、機械のリズムと調和する「人間＝生存機械」<sup>(9)</sup>だったのである。

ここで社会保険（イギリスでは、NHSや国民失業保険など）との関係を述べれば、第1に、貧困にあえぐ人々を救うのは、不道德に対するキリスト教的奉仕の精神からではなく、貧困自体が社会問題だからであり、また社会保険によって彼らの「生」を保障することが、市場メカニズムの再生産ひいては国家の富裕化へとつながるからである。第2に、社会保険が「疎外」の代償（ないしは階級闘争の処方箋）として導入されるのは、まさに労働者の「身体」が、生産力の上昇とそれに寄与する単純労働という社会的要請から脱人間的で非社会的に規律化されるためであるといえよう。

## 「社会契約」観念の変容

旧救貧法から新救貧法への救貧行政における合理性の転換は、また、「社会問題」の変遷とそこにおける労働者の位置づけにも関わっている。近代自由主義の浸透によって、慈善など伝統的規制のもとでの社会的・集団的保護が奪われ、労働者が「自由な個人」として市場における当事者間の「契約」関係のもとに置かれるようになる。新たな社会問題が発生する（水町 [2001:169]）。先に述べた「疎外」の問題もそうだが、ここでは「労働災害」という新たな社会問題をめぐる契約観念の変容から社会保険を検討しよう。

19世紀西欧社会の産業化の動きのなかで、労働過程における「災害」(accident)にかんする新たな観念が浮上してくる。それは、事故を当事者（直接事故を引き起こした労働者本人）の過失(fault)として処理することに疑問をもたらすものであった。古典的自由主義の法的原則のもとで、「過失」、「個人主義的責任」などといった概念系列と結びついていた災害の問題は、ビスマルク政権下のドイツで「保険技術」が発達するのにもない、本質的に偶然による危害への社会的賠償の問題へと変容したのである。「保険技術という特定の実践が整備される合理的な体制のもとで、特定の出来事は『リスク』として看取されるようになり、災害はそのリスクの実現としてあらわれる」（酒井 [1999: 168]）。このリスクとしての事故という思考法は、リスクを確率計算によって数値化し、集合体のリスクを正確に割り出す統計学に支えられて、国家規模での広範な社会保障へとつながっていく（重田 [1997]）。

ここにおいて、労働における災害の問題は、個人の「過失 - 責任」という自然権に代表される自由主義的な契約観念から、社会や集団に固

有の「リスク - 保障」という社会権に代表される連帯主義的な契約観念へと移行することになる。このような契約観念の変容に並行して、社会保険は、産業社会の「保障の装置」としての形式を整えることになるのである。

## 連帯の概念の登場

最後に、社会保険を支えるイデオロギーないし思想的系譜についてみていこう。社会保険の前身は一般に共済組合であるとされるが、この共済組合は、新しい「社会契約」観念を体現したものであり、社会的関係の新しい概念を提起している。フランソワ・エヴァルトによれば、社会的紐帯の「思想の土台には一種の社会ダーヴィニズムがある。人間は互いに密接なつながりを持ちながら生きているが、自然のままのつながりでは危険であり、修正を必要とする。自然のままでは生命が病に脅かされるからだ。そうした生命を治療するための制度になること——これが社会の役割である」（Ewald [1985=1986:97-8]）。ここでは、この「社会」の役割を第三共和制下のフランスを例にとって考察しよう。

歴史的にみれば、社会保険制度のような、リスクを社会（集団）全体で分担し、その保障を国家が社会権として承認することについては、保守派（主要には、国家介入を拒絶し、自然法的秩序を重視する伝統的自由主義者）を中心にさまざまな利害集団からの抵抗にあっている。しかし、失業、貧困、疾病などの社会問題への対応を迫られていた第三共和制政府にとっては、何らかの妥協点を模索しなければならなかった。そこで、解決のための糸口として見出されたのが、「連帯」の概念である。

周知のように、この「連帯」の概念はフランスに由来する。それは、デュルケームの「連帯」

(solidarité) 理論にはじまり、公法学者レオン・デュギーの「社会連帯」(solidarité sociale)、公共サービス理論、モーリス・オーリュウの「制度」(institution) 理論を経由して、国家に関する一学説であるレオン・ブルジョワの「連帯主義」(solidarisme) に帰結する (Donzelot [1991=1994], 水町 [2001])。このように展開された『「連帯」理論は、当時の自由主義 (有産階級) と社会主義 (労働者階級) の激しい対立のなかで、両者の間に位置する『第三の道』として、かつ、普通選挙制下での民主主義の要請にかなう統治手段として、第三共和制政府によって採用され、立法化されていくことになる」(水町 [2001: 95])。

社会連帯、とりわけデュルケームの「有機的連帯」の理念が示す、社会を構成する諸個人の相互依存原理によって、そしてまた、その原理をもってしてもなお残存する社会問題の浮上によって、社会を矯正しうる国家介入の影響力が正当化される。その上に、公法学者らの「連帯」概念が国家による介入範囲を特定化 (正当性と限界について法的基準を再定義) する。連帯概念の創出によって、共和制国家は社会的諸関係の外部に立つ、社会進歩の保証者となったのである (Donzelot [1991=1994])。

19世紀西欧社会で産業化が進むなか、新たな意味内容をもって噴出した社会的要請と社会問題に対応するかたちで、社会保険は誕生した。それは、工場労働の規律化による「疎外」と、集団固有のリスクとして認識される「労災」という、それぞれ、人間身体に固有の運動法則性と社会集団に固有の法則性における阻害要因に対する「保障の装置」として生み出されたのである。そして、この統治技術の展開を正当化したのが、「連帯」思想にほかならなかったの

ある。「前 - 福祉国家」の統治形態は、「生物学的イデオロギーとしての社会的紐帯の思想」(Ewald [1985=1986:97])、すなわち「危険」を内包する社会の自然的秩序という考え方を土台にしながら、「保障の装置」を整えることで、さらなる功利主義的な「生命の経済」をめざすのである。

#### 4. 社会的なものの上昇と身体の国民化

前章第1節で概観した、「衛生の経済」の支柱となる知の形式——社会統制の審級としての「医学的=行政的学識」の形成——は、また、19世紀の社会経済学や社会学の「起源」の核をなすと同時に、ある人口に対する医学的=政治的支配をなしている (Foucault [1979=1984:134-5])。つまり、「衛生の経済」は、一方における「社会的なもの」の上昇と、他方における人口の医学的調整にかかわる。そして、これら2つの言説は、19世紀後半以降の「前 - 福祉国家」において、救貧法制度 (あるいは被救恤民問題) からの実質的な離脱を前提としながら、個人的身体の「国民化」へと結実するプロセスに組み込まれる。それも、この「国民化」は、慈善から権利へという権利付与 (市民権の拡大) による国民化のみならず、19世紀の生産の人口/非生産の人口の区分を、国民化する生/剥き出しの生という区分に置換するルートにおいても達成されるのである。

ここでは、まず「社会的なもの」の概念という観点から、各種社会政策の制度化と帝国主義にかかわる移民規制の問題を主にイギリスの事例に則して (4-1)、つぎに、「社会衛生学」との関連で、19世紀末以降の人口政策と戦争国家の問題をドイツの事例に則して (4-2) 検討したい。この作業によって、福祉国家へと至る統治の様

態が、「国民化」という形で選別的に人間の生命を政治的空間に包摂するときに、いかなる形で「社会的なもの」と関係したかが明らかにできるだろう。

#### 4-1. 社会政策における統合と排除

「社会的なもの」(the social)の概念は、経済的自由主義(資本制)の歪みを発見し(社会問題)、その是正をめざすことを課題に、19世紀に登場した。しかも、経済的自由主義がもたらす矛盾を解決するという、このすぐれて規範的なプロブレマティークは、福祉国家を創設しようとするどの先進諸国においても重要な政治的合理性となっていた。市野川は、「社会的なもの」という言葉をめぐる言説の創出について幾つか例を挙げている(市野川 1994, 2000)。フランスでは、『実践的政治経済学に関する総論』(1828-9年)におけるJ=B.セーの「社会経済学」、ケトレの「社会物理学」とそれに対比されるコントの「社会学」、医師ゲランの「社会医学」。また、ドイツでは、ウィルヒョウの「医学とは一種の社会科学である」という定式、フォン・シュタイン、シュモラーの「社会政治学(=社会政策)」「社会主義」の展開、そしてイギリスでは、ウェップ夫妻らの「フェビアン社会主義」など。こうした文脈のなかで、19世紀後半には、いずれの国においても「社会政策」ないし「社会保険」が(そして、社会主義弾圧も)現実化していくのである。

19世紀後半になると、経済恐慌の激化、資本主義化の進展による社会的矛盾の顕在化、社会主義運動や労働運動の高揚など社会不安が深刻化するなかで、それまでの救貧制度は機能不全に陥り、公的福祉は脱救貧化する。この救貧制度から福祉国家における社会保障制度への過渡期において、国家が公的福祉の全般的な責任主

体となっていく。ただし、「社会的なもの」を通じた統治に関する限り、たとえば社会保険制度の登場は、その一側面でしかない<sup>(10)</sup>。国民概念の形成という観点から見れば、「社会的なもの」を通じた統治は、「権利」としての社会保険を通じた統合的国民化を促進すると同時に、流入する「移民規制」を通じた排他的国民化にも関係していたのである。

例えば、イギリスでは、19世紀末から20世紀初頭にかけて、教育、医療、福祉の分野で社会立法による処遇改善が進められる一方で、社会問題の解決策として1905年に外国人(入国規制)法が制定されている。松浦によれば、当時のイギリスでは、労働者の貧困、経済の衰退、国際的地位の相対的低下に対する懸念が、社会改革論と帝国主義との結びつきをもたらしていた(松浦 [2000:49])。そして、この2つのイデオロギーの結節点となる「国民的効率(national efficiency)の向上」と「帝国民としての一体感の育成」という論点において、移民規制は正当性をもつものと考えられた。移民規制論者は、これらの目標を(イギリス的価値基準に照らして)、身体的に脆弱で、非文明的で、「異質な存在」である東欧ユダヤ人移民とその悲惨な現状に対比させることで、その目標への大きな障害として移民問題をクローズアップしようとしたのである。

また1880年代のドイツでも、ビスマルクが「社会主義運動の台頭に対して現存の国家秩序を擁護するため、1878年の社会主義鎮圧法によって反体制運動を弾圧する一方、労働者階級を体制内化するための国家の恩恵制度として労働者保険を構想」(宮崎 [1985:63])していたが、ドイツ第2帝政期の1892年のコレラ流行時には、統合された当の社会民主主義者自身(しかも後に、福祉国家の立て役者として知られる)が、

今度は清潔と不潔、勤勉と怠惰という分離線によって東欧移民を有徴化し、なかでも自らの文化的価値観にそぐわない者を「内なる敵」として摘発していた（柿本1991）。

このように、社会問題に対して、内的操作としては社会立法による処遇改善を、そして外的操作としては移民規制や「内なる敵」の告発をという形で、国民概念の形成に向けて「社会的なもの」を通した統治がなされていたと考えられる。

#### 4-2. 社会衛生学と人口政策

個人的身体の国民化を担う統治の様態は、また、「社会的なもの」の概念と医学との結びつきからも考察できる。19世紀末になると新たな展開を見せるこの関係は、国民化のプロセスに動員されることで、一方で「国民」という政治的意味を限りなく無化された「剥き出しの生」（アガンベン）を参照点にしなが、人口に対する政治的＝医学的支配の様相を強めていく。

すでに見たように、コレラ流行をはじめとする健康と病気の問題は、19世紀を通じて、貧困、そして劣悪な生活環境や労働条件にその原因が求められ、社会医学や公衆衛生学がその改善にあっていた。しかし、市野川によれば、こうした「社会的なもの」の概念と医学との密接な連関は、世紀転換期に際して、2つの方向から緩やかに変容を被ったように見える。「一つは、細菌学の登場であり、疾患の原因を特定の細菌に還元するそのまなざしは、貧困その他の社会的要因を医学の射程から可能なかぎり遠ざけようとする。いま一つは、遺伝学と優生学の登場であり、これらもまた疾患の背景から『社会的』なものを削ぎ落とし、その代わりに個々人の先天的な資質をすえた」（市野川 [2000:37]）。

ただし、すでに指摘したように、細菌学は、

個体としての身体だけでなくその生活環境をも射程に入れることから、一概に「社会的なもの」の概念から乖離したものとは言えず、また、遺伝学と優生学についても、社会政策との関連で言えば、同様の指摘が可能である。細菌学の発達は伝染病を克服可能なものとしたが、実際に感染から発症へと至るまでには、細菌の侵入だけでなく、劣悪な社会環境等も起因していた（細菌学の限界）。さらに、細菌学や公衆衛生学をもってしても説明できない病因への新たな知の組織化として、人間の「退化」（変質 degeneration）という生物学的資質をテーマに据える遺伝学と優生学が世紀転換期に登場するが、「国民化」に関連して、これらの言説もまた「社会的なもの」との接続を何らかの形で見出されながら、社会政策へと応用されていく。つまり、病気との関係で、細菌学も遺伝学・優生学も「社会的なもの」と関係したのだが、細菌学が自身の有効性の範囲を狭めるにつれて、「社会的なもの」から大きく遠ざかっていったのに対して、優生学（遺伝学）はその有効性をめぐる時代認識に支えられて、「社会的なもの」との距離を縮めていくのである。

生物学の社会政策への利用という点では、細菌学と遺伝学の登場に先行して、例えば犯罪人類学者チェザーレ・ロンブローゾが、「生来性犯罪者」という人間類型を用いて、人種主義的な観点から「危険な階級」の識別・分類・排除を試みていた。しかし、折しも、1880年代以降のヨーロッパ全域では出生率が急激に低下しており、既に「階級」から「人種」へ移っていた人々の関心は、さらにそれを「国民」という観点から捉えはじめていた。これに関してエルヴェ・ル・ブラは、フランスの社会学者ヴァシェル・ド・ラプージュ著『社会淘汰』（1896）——「国民とは、生物学的存在である」——を引



きながら、次のように述べる。「不幸なことに、これらヨーロッパ諸国の国民にとって進化の生物学は、普通とは逆に機能している。なぜなら最も進化したはずの自分たちの国が、出生率の最も低い国になっているのだから。この逸脱を修正しなければならない。これが、今世紀〔20世紀〕初頭に始まる優生主義運動の主たる仕事になる」(Le Bras [1985=1986:112])、と。

換言すれば、進化したヨーロッパ諸国民と出生率の低下の関係を逆説的に捉えようとするこの視角は、国民の進化=発展のために、優生学(人種衛生学)を動員した生産的人口の増大を志向している。こうして、「世紀転換期になると、人口問題(乳児死亡と出生減少)が呼び水となった性と生殖のコントロールをめぐる議論を契機に、衛生領域は世代という軸をも取り込み、いわば時間的にも拡大してゆくことになる」(川越 [1998:5])。

ドイツを例にとると、この「世代の再生産」に焦点を当てる衛生学は、20世紀初頭、大きく「人種衛生学」と「社会衛生学」とに分岐していく。その一つ、シャルマイヤー(あるいはブレッツ)を代表とする「人種衛生学」は、ダーウィン主義にもとづく自然淘汰論を出発点とする。この立場は、医学や公衆衛生による社会政策、資本制、そして戦争を、人間の「退化」が進む淘汰の阻害要因とみなして批判し、医療と資本の社会主義的な「国有化(社会化)」と戦争の抑止を主張する(市野川 [2000:38-40])。これに対して、グロートヤーンを嚆矢とする「社会衛生学」は、衛生推進思想と優生保護思想の融合論的な立場をとっている。このような複雑な立場を採るグロートヤーンにとっても、「退化」の問題は考慮すべき事項であった。しかし、彼はそれを、人種衛生学のように自然淘汰に還元するのではなく、衛生文化(保健衛生技術)と

いう「文明の成果の維持、完全化、普及」を通じた、あくまで「人工的な淘汰」によって解決しようと試みる(川越 [1998:8])。

そして、これら2つの言説は、それぞれ「産む性」に着目するバース・コントロールと「戦争国家」を介して、大衆の国民化(そして社会国家の形成)に大きく貢献していることが指摘できる。

まず、バース・コントロールについては、一方で優生保護的マルサス主義者が、「適者にはもっと多くの子孫を、不適者にはもっと少ない子孫を」をスローガンに、産児制限推進運動(マーガレット・サンガー)を展開して「優良な生」を国民化しようとし、他方で、人口再増加論者は、「多産奨励 pronatalism」による女性の身体の国民化(生殖という兵役)をめざす。この2つの運動は、「社会衛生策」による人口の量の増加と「生殖衛生策」による人口の質の改善を通じた「生殖の合理的コントロール」(川越 [1998:16])というグロートヤーンの人口政策が示唆するように、人口政策を通じた「国民化」という点で接合する。

一方、戦争国家との関係では、人種衛生学と社会衛生学は錯綜した立場を採っている。まず国民の体力の向上が戦争にとっての不可欠の条件となることで、人種衛生学(優生学)が富国強兵策に接続されることは容易に理解できるが、先述したように、人種衛生学は他方で、国民内部の優良な生を保護すると同時に虚弱な生を排除する観点から、健全な兵士ばかりが借り出される戦争を「逆淘汰」の要因とみなして、人間の生殖領域への国家介入を正当化している。これに対して、社会衛生学の貢献もまた、人々の生活状態を融合し統一する戦時戦略にとって必要な一表現となり、そこから保健衛生・福祉に関する「国民の関心」を増大させる戦争

国家と近接する<sup>(11)</sup>が、それは国民の一体性を形成して普遍主義的な社会政策を展開する福祉国家に通底してもいる。

このように、第一次大戦前後から「社会国家」(ワイマール共和国)の形成期にかけて、ある人口に対する政治的=医学的支配が、「社会的なもの」の概念に根ざしながら、人間の生命を「国民化」に向けて選別し、その維持と再生産に深く関与していたと言える。その意味で、ここで分析した人口政策も「社会的なもの」を通じた統治として位置づけられよう。グロートヤーンの言葉を借りれば、ここで「公的関心の中心を占めるのは、もはや『物在』ではなく人間である。政治的論議や政策で最も重視されるのは、財政政策でも営業政策でもなく、人口政策、すなわち『人間経済』」(引用：川越 [1998:19])であったのだ。

## 5. 結びにかえて

ミシェル・フーコーの「統治性」概念を基軸に据えて、「前-福祉国家」というコンテクストを「国家の統治化」の展開として想定し解読する本稿の試みは、次の問い——「人間の生命はいかにして近代的な政治的合理性のもとに配置されてきたのか」という政治哲学的な問いに貫かれている。本稿では、主権国家の誕生以来、人間の生命に対して「全体的かつ個別的」に作用してきた統治のための政治的テクノロジーを、幾つかの場面に即して描き出し、それらを「前-福祉国家」を浮き彫りにするための「政治的合理性」として翻訳することに努めてきた。

第1章で、本稿の方法論的立場と議論の筋道を定めたあと、第2章では、「国家理性」を基

調とする統治から「自由主義」を基調とする統治への移行のなかに、国家勢力の増強と個人の幸福の増進をともに図る幾つかの「統治」技術史を位置づけ、国富の源泉としての「人口」の発見とイギリス救貧法を分析した。つぎに、第3章で、「自由主義の統治」の一装置としての公衆衛生や社会保険が、19世紀西欧社会の身体-社会の隠喩という認識論的空間のなかで、「社会の自然的秩序」の保全として機能したことを示した。そして第4章では、社会問題の解決のための橋頭堡として生み出された「社会的なもの」が、国民化のプロセスのなかで、社会的分断と人口に対する医学的=政治的管理にも援用されるという「社会的なものの統治」について論じた。

以上のことから、「国家の統治化」を、段階別に「国家理性の統治」、「自由主義の統治」、「社会的なものの統治」という3つの類型に整理し、そこに「前-福祉国家」のコンテクストを重ね合わせることで、それぞれに固有の政治的合理性が析出できたと思われる。

本稿では、この「国家の統治化」という長期に渡る系譜のなかに、「前-福祉国家」を位置づけてきたわけだが、本稿の立場から言えば、この系譜の延長上に、いわゆる「福祉国家」の配置が期待されている。なぜなら、「統治性」の観点から、「福祉国家」は、ここで時系列に取り上げた統治形態の諸々のフェーズ、すなわち「国家理性の統治」、「自由主義の統治」、「社会的なものの統治」の幾つかの政治的合理性を組み合わせた結果として捉えることができるからである。たとえば、ケインズ主義的経済政策は、国富の増大や統計学の駆使は言うに及ばず、「自由主義の統治」におけるフィジokratの貢献や「保障の装置」、「社会的なもの」などが再編成された政策として分析できるし、また、

階級闘争の制度化やベヴァリッジ・プラン以降の普遍主義的な福祉政策などについても同様の視角から検討できよう。すなわち、「福祉国家」(さらには「福祉国家の危機」以降の国家<sup>(12)</sup>)においても、統治的観点からの政治の目標は、国家の富裕化と市民生活の安全の保障であるし、その意味で、市民、国民の「有用な生」は、依然として政治の対象かつ目的となっているのである。

このような文脈から、反射的に、統治=悪という評価軸による福祉国家批判を読みとる向きもあるかも知れない。しかし、本稿は、「前-福祉国家」批判ではなく、「前-福祉国家」の解剖であることを重ねて断っておきたい。ここで意図したのは、あくまで、単なる批判では欠落しがちな統治の政治的合理性を、善悪の彼岸において導出することにあつたのである。

しかしながら、本稿では、ここで得られた知見をもとに、「福祉国家」理解に寄与するような十分な議論まで展開できなかったことは明らかだし、「前-福祉国家」分析についても、たとえば、それが有する非連続的な歴史的断片までは検討できなかった。

#### 註

- (1) この概念の意味内容については後述するが、フーコーは、「統治性」(gouvernementalité)の様式をもたらした要因に、司牧権力、外交-軍事技術、ポリスを挙げている (Foucault [1978→1991: 102])。
- (2) 一般に、「福祉国家」(welfare state) という用語は、いわゆる「戦争国家」(warfare state) との対照を強調するためにテンプル大司教によってかけられたとされるが、福祉国家の生成過程におけるいくつかの事例を鑑みれば、その対比よりもむしろ両概念の融合が鮮明に見て取れるだろう。たと

えば、本稿の註(11)を参照。

- (3) ここで、いわゆる「福祉国家」を暫定的に定義しておけば、それは「国家の正統性の確保と国民の最低限の生活保障のために、生活上のリスクを解消し(再配分)、また国民に対してはその権利を承認する(社会権付与)、諸制度と統治諸技術の複合体」であると言えよう。この定義については異論もあるかも知れないが、ここでは、実際に展開された多様な「福祉国家」のなかから理念型を導出するというよりも、むしろ「福祉国家」を分析するための一つの戦略的・操作的に定義された概念を示すことに主眼がある。

- (4) 市野川(2000)註16を参照。

- (5) 1834年に貧民救済を改編したエドウィン・チャドウィックは、ベンサムのアムソンの愛弟子であり、彼の示した救貧行政は、ベンサムの功利主義を純粹に反映している。「被救済者の地位を、自立している労働者のうち最も貧しい者のそれ以下に留める」(Bruce [1961=1984:137])とする「劣等処遇の原理」は、ワークハウス内での救済をまさに「最低限」に設定し、同時に院外救済を廃止することで、救済を申請する労働可能者を限りなく自助の身体へと規律化していくものだった (Rodgers [1969=1986:29])。また、これらの新しい原則を適切に運用するために提案された「教区連合」は、能率的な地方行政と中央の統制・監査を基調とするなど、ベンサムの「パノプティコン」の構想に多くを負っていた。

- (6) フーコーの言う「生-権力」(bio-pouvoir)とは、統治に向けて人間の個々の身体と集合体としての人口の双方を射程に入れ、個別化と全体化を志向する権力=政治的合理性であるといつてよい。生-権力は、「様々な力を産出し、それらを増大させ、それらを整える」権力、「生命に対して積極的に働きかける」権力なのであり (Foucault [1976=1986:172-3])、それは次の2つの極によって形成さ

れてきた。ひとつの極は、「学校とか学寮、兵営、工房」による身体の規律とかかわる「人間の身体の解剖 - 政治学」である。もう一つの極は、「出生率、長寿、公衆衛生、住居、移住」といった人口の調整とかかわる「人口の生 - 政治学」である (Foucault [1976=1986:176-7])。

- (7) ケネーは、このモデルを社会という身体に転写する形で、後に物流・貨幣循環のメカニズムの解明・管理へと移す。ケネーをはじめとする重農主義者が考えたことは、たとえば、飢饉の発生を事前に防止することではなく、一旦起こった飢饉をいかに思い通りに管理するか、という問題であった。ケネー『経済表』を参照。
- (8) たとえば、阪上 (1999) は、フランス革命期を中心に、近代的統治の形成にかかわる「行政の合理化」と「国民国家の形成」という二つの軸を、とくに知識と社会秩序との関係から検討し、近代国家の成立過程が、「知ること」と「統治すること」の緊密な関係を土台にしていることを指摘している。
- (9) では、このような「人間=生存機械」はいかにして見出されたのだろうか。幾つか事例を挙げて検証してみよう。マイケル・オマリーは、『時計と人間』のなかで、工場における機械的リズムの確立と日常生活におけるリズムの変容との関連について興味深い考察をおこなっている。オマリーによれば、標準時間の設定、科学的管理法の確立、映画および写真の発達という3者の間には、互いに密接な関わりがある (O'Malley [1990=1994:214])。標準時間の設定は、時間を自然のリズムから解放し、人々を機械 (時計) の時間に拘束する。例えば、ストップウォッチを用いて時間動作研究をおこなったフレデリック・W.テイラーは、労働と人間の動きを量として計測し、標準時という観念に「効率」という福音を付け加えた。さらに、タイム・レコーダーによる労働時間の調整は、望まし

い労働を選り分けるだけでなく、工場規律と監督者の綿密な監視にも役立っていた。

また、時間の利用という点では、芸術も工場管理と同じような道歩んでいる。パリの生理学者・写真家E.J.マレーや、アメリカの写真家E.マイブリッジは、それぞれ「クロノフォトグラフィー」(chronophotography)、「ゾープラキスコープ」(zoopraxiscope) という独自の方法で、人間の眼では捉えることのできないオブジェの運動を可視化して、それを客観的に分析しようと試みた。そしてこの写真技術は、後になって工業の分野に援用されることになる。「[科学的管理法の] 狙いは、ある動作の繰り返しを刻銘に記録することであり、それによって初めて、作業過程は正確に観察できるようになり、純粋な動作もはじめて目に見える形で正確に捉えられた」(Giedion [1948=1977:22])。つまり、マンフォードが指摘するように、「規格的、反復的な仕事を精確に果たす機械を発明するという最終段階に入る前に、まず人間自体が機械化し、人間自体が機械的、画一的、互換的な部分へと転化する、つまり規格的、反復的な行為をいかにして精確に遂行するかを人間が自ら学んだ」(Mumford [1952=1997:96]) のである。

- (10) これは、J.ドンズロが「経済的なもの」と「社会的なもの」が分離し循環する過程として捉えた、ケインズ主義的政策による階級闘争の制度化のことを指す。ドンズロは、「労働過程のノルム化は『経済的なもの』と『社会的なもの』を分離し、労働者と雇用者の関係を両者同じく社会 (= 国民) の内部での関係へと収束させる」(Donzelot [1984:125]) と指摘する。「ケインズの『一般理論』は『社会的なもの』と『経済的なもの』とがどちらも優越的な立場に立つことなく循環することを可能にする。需要の減退からくる経済的なものの危機の際に、いわば増大した購買力と雇用機会の人工的だが有効な注入を社会に行うことで、『社会

的なもの』を介して経済的なものを再活性化させるのであり、同様に、恒常的に順調な機能が維持されることによって、経済学的なものが社会政策の追求維持の手段となるわけである」(Donzelot [1984:132])。確かに、この「社会的なもの」が政治上明確な表現を得るには階級闘争が必要だったが、「社会的なもの」そのものは「生命の政治」から生まれた (Ewald [1985=1986])。

- (11) 例えば、1899年からの3年間に渡ってオランダ系農民と戦ったボーア戦争(南ア戦争)でのイギリスの衝撃的苦戦は、志願兵となった下層都市労働者の貧弱な体力がその理由として槍玉に挙げられ、その後「王立体育評議会」(1903年)、「体力低下対策委員会」(1904年)、「英国における小学校児

童の体格検査および給食に関する専門委員会」(1905年)へと結実した (Galdston [1954=1973:115], Bruce [1961=1984:235])。また、ベヴァリッジが『社会保険および関連サービス』(1942年)において提言した内容も、「[第二次]大戦初期にイギリスが英仏軍のダンケルク撤退を余儀なくされて、ドイツ軍のイギリス本土侵攻の危機に直面したときに、チャーチルが戦意昂揚をめざして国民に約束した政治的プログラム」(富永 [2001:106])に他ならなかった。

- (12) 筆者は以前、統治的観点から、ポスト福祉国家型社会とネオ・リベラリズムの関係について論じたことがある。挽地(2000)を参照。

#### 文献

- Balibar, Etienne 2000 "Prolégomènes à la souveraineté : la Frontière, l'Etat, le Peuple", *Les Temps Modernes*, 610.=2001 福井和美訳, 「主権論序説—国境、国家、人民」(上), 『環』vol.5, 168-190, 藤原書店。
- Bruce, Maurice 1961 *The Coming of the Welfare State*, B.T.Batsford Ltd.=1984 秋田成就訳, 『福祉国家への歩み』, 法政大学出版局。
- Choay, Françoise 1969 *The Modern City*, Goerge Brazillier.=1983 彦坂裕訳, 『近代都市』, 井上書院。
- Corbin, Alain 1982 *Le Miasme et la Jonquille*, Aubier-Montaigne.=1990 山田登世子・鹿島茂訳, 『においの歴史』, 藤原書店。
- Donzelot, Jacques 1984→1988 "The promotion of the social", *Economy and Society*, vol.17, 106-138, Routledge.
- Donzelot, Jacques 1991 "The Mobilization of Society", Burchell, Graham, Gordon, Colin, Miller, Peter (eds.) *The Foucault Effect*, University of Chicago Press.=1994 米谷園江訳, 「社会の動員」, 『現代思想』, vol.22-5, 107-115, 青土社。
- Ewald, Francois 1985 "Le Bio-Pouvoir", *Magazine Littéraire*, 218.=1986 桑田禮彰訳, 「バイオの権力」, 『バイオ』, 92-101, 新評論。
- Foucault, Michel 1976 *Histoire de la sexualité 1: La volonté de savoir*, Paris.=1986 渡辺守章訳, 『性の歴史 I 知への意志』, 新潮社。
- 1978→1991 "Governmentality", Burchell, Graham, Gordon, Colin, Miller, Peter (eds.) *The Foucault Effect*, University of Chicago Press, 87-104.=2000 小林・石田・松浦訳, 「統治性」, 『フーコー 思考集成(7) 知・身体』, 246-272, 筑摩書房。
- 1979 "Le politique de la santé au XVIIIe siècle", Foucault, M. et al., *Les machines à guerir*, Bruxelles.

- =1984 福井憲彦訳, 「健康が語る権力」, 桑田禮彰・福井憲彦・山本哲士 (eds.) 『ミシェル・フーコー 1926-1984』, 122-141, 新評論。
- 1986 "Omnes et singulatim", *Les cahiers du chemin*, No 27, Gallimard.=1987 田村俣訳, 「全体的かつ個別的に」, 『現代思想』 vol.15-3, 56-78, 青土社。
- 1988 "The Political technology of individuals", Martin, L.H; Gutman, H; Hutton, P.H. (eds.), *Technologies of the Self*, Massachusetts, 121-162.=1990 「個人に関する政治テクノロジー」, 田村俣・雲和子訳, 『自己のテクノロジー』, 209-234, 岩波書店。
- Galdston, Iago 1954 *The Meaning of Social Medicine*, Oxford University Press.=1973 中川米造訳, 『社会医学の意味』, 法政大学出版局。
- Giedion, Siegfried 1948 *Mechanization Takes Command*, Oxford University Press.=1977 G K研究所訳, 『機械化の文化史』, 鹿島出版会。
- Hardt, Michael and Negri, Antonio 2000 *Empire*, Harvard University Press.
- Knemeyer, Franz-Ludwig 1980 "Polizei", *Economy and Society*, vol.9, no.2, 172-196, Routledge.
- Le Bras, Hervé 1985 "L'idéologie Natakiste", *Magazine Littéraire*, 218.=1986 桑田禮彰訳, 「「産めよ殖やせよ」のイデオロギー」, 『バイオ』, 106-113, 新評論。
- Malthus, Thomas Robert 1798 *An essay on the principle of population*.=1973 永井義雄訳, 『人口論』, 中央公論社。
- Mumford, Lewis 1952 *Art and Technics*, Columbia University Press.=1997 生田勉・山下泉訳, 『現代文明を考える』, 講談社学術文庫。
- O'malley, Michael 1990 *Keeping Watch*, Viking Penguin.=1994 高島平吾訳, 『時計と人間』, 晶文社。
- Petty, William 1690 *Political Arithmetick*.=1955 大内兵衛・松川七郎訳, 『政治算術』, 岩波文庫。
- 1691 *The Political Anatomy of Ireland*. =1951 松川七郎訳, 『アイルランドの政治的解剖』, 岩波書店。
- Quesnay, Francois 1758 *Tableau Économique*.=1933 戸田正雄・増井健一訳, 『経済表』, 岩波書店。
- Rodgers, Brian 1969 "The Battle against Poverty", *Library of Social Policy and Administration*, Routledge and Kegan Paul.=1986 美馬孝人訳, 『貧困との闘い』, 梓出版社。
- 市野川容孝 1993 「生 - 権力批判」, 『現代思想』 vol.21-12, 163-179, 青土社。
- 1994 「死への自由?」, 『現代思想』 vol.22-5, 308-329, 青土社。
- 2000 「社会的なものの概念と生命」, 『思想』 No.908, 34-67, 岩波書店。
- 柿本昭人 1991 『健康と病のエピステーメー』, ミネルヴァ書房。
- 1993 「病院都市あるいは増殖のオブセッション」, 『現代思想』 vol.21-12, 96-113, 青土社。
- 川越修 1998 「国民化する身体」, 『思想』 No.884, 4-27, 岩波書店。
- 酒井隆史 1999 「リベラリズム批判のために」, 『現代思想』 vol.27-5, 156-179, 青土社。
- 阪上孝 1999 『近代的統治の誕生』, 岩波書店。
- 富永健一 2001 『社会変動の中の福祉国家』, 中公新書。
- 挽地康彦 2000 「ネオリベラリズムの実像」, 『社会分析』 27号, 53-68, 日本社会分析学会。
- 松浦京子 2000 「イースト・エンドと東欧ユダヤ移民」, 川北稔・指昭博 (編) 『周縁からのまなざし』, 30-57, 山川出版社。

水町勇一郎 2001 『労働社会の変容と再生』, 有斐閣。

宮崎良夫 1985 「西ドイツにおける社会国家論の展開」, 『福祉国家 2』, 3-57, 東京大学社会科学研究所。

米谷園江 1996 「ミシェル・フーコーの統治性研究」, 『思想』 No.870, 77-105, 岩波書店。

重田園江 1997 「《生のポリティクス》と新しい権利」, 『法哲学会年報』, 142-169, 有斐閣。

(ひきち やすひこ、九州大学大学院、cs296021@scs.kyushu-u.ac.jp)

## **The Political Anatomy of “the Pre-Welfare State”**

on Michel Foucault’s concept of “gouvernementalité”

*HIKICHI, Yasuhiko*

Kyushu University

cs296021@scs.kyushu-u.ac.jp

In this paper, the author analyzes “the pre-welfare state” genealogically by referring to Foucault’s concept of the “gouvernementalité”. The effectiveness of this concept in “the pre-welfare state” studies is, first, that it explains features of “the pre-welfare state” in a perspective different from usual studies. The second point is that it is suggestive to understand a relation to “welfare state”. This paper aims to classify the genealogy of government into three parts; that is, “government of *raison d’État*”, “government of liberalism”, “government of the social”, and to extract political rationalities of “the pre-welfare state” in each of these dimensions.